令　和　7　年

上尾伊奈資源循環組合議会
2月定例会議案

議　　案　　名

議案第　１号　令和７年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算……別冊

議案第　２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……　1

議案第　３号　上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……　3

議案第　４号　上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……１７

議案第　５号　上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……１９

議案第２号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和７年２月７日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第１編　関係条例の一部改正

（上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び上尾伊奈資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1)　上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２８号）第１７条

(2)　上尾伊奈資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３６号）第５２条から第５４条まで

（上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第２編　経過措置

（罰則の適用等に関する経過措置）

第３条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」とい

う。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下この項及び次条において「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第４条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第５条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附　則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。

提案理由

刑法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

議案第３号

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月７日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき」を削り、「旅行する」の次に「一般職の」を加える。

第２条第１号中「第６条」を「（昭和２５年法律第２６１号）第６条第１項」に改め、同条第３号中「あった者」の次に「、又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有していたと認められるもの」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に改め、「居所」の次に「その他規則で定める場所」を、「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所その他規則で定める場所を離れて」を加え、同号を同条第４号とし、同条第１号の次に次の２号を加える。

(2)　内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。

(3)　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第２条に次の１号を加える。

(6)　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行業者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第８項において同じ。）を締結したものをいう。

第３条第１項中「職員が」を「一般職の職員（以下単に「職員」という。）が」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　職員が出張のための旅行中に次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1)　退職、免職、失職又は休職（以下この条及び第１９条第１項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）　当該職員

(2)　死亡した場合　当該職員の遺族

第３条第５項中「及び第３項」を「、第２項、第４項及び第５項」に、「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を削り、同条第３項中「依頼」の次に「又は要求」を、「ため」の次に「、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」を加え、同項を同条第４項とし、同項の次に次の２項を加える。

５　第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他組合が費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

６　第１項、第２項及び前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第３条第２項の次に次の１項を加える。

３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第１６条各号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第３条に次の１項を加える。

８　第１項、第２項及び第４項から第６項までに規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる旅行の区分に応じ、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

(2)　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼

第４条第３項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第４項及び第５項を次のように改める。

４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

５　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第４条に次の１項を加える。

６　前２項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第７条第５項及び第６項において同じ。）により処理された場合は、当該処理は、これらの

規定によってなされたものとみなす。

第５条第１項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第６条を削る。

第７条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に定める種目及び第８条から第２０条までに定める内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「によって」を「により」に改め、同条を第６条とする。

第８条から第１０条までを削る。

第１１条第１項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「書類を」を「資料を」に、「旅行命令権者」を「管理者」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「旅費の」を「旅費又は旅費に相当する金額の」に、「金額の」を「支給又は」に改め、同条第２項中「者」を「旅行者」に改め、同条第３項中「旅行命令権者」を「管理者」に改め、同条第４項中「書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前２項」を「第２項及び第３項」に改め、「期間」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第７項とし、第３項の次に次の３項を加える。

４　管理者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

５　第１項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

６　前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われた

ときは、組合の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第１１条を第７条とし、同条の次に次の４条を加える。

（旅費の種目）

第８条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃）

第９条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第１２条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第１号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(1)　運賃

(2)　急行料金

(3)　寝台料金

(4)　座席指定料金

(5)　特別車両料金

(6)　前各号に掲げる費用に付随する費用

（船賃）

第１０条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第１２条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第１号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(1)　運賃

(2)　寝台料金

(3)　座席指定料金

(4)　特別船室料金

(5)　前各号に掲げる費用に付随する費用

（航空賃）

第１１条　航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。この場合において、第１号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(1)　運賃

(2)　座席指定料金

(3)　前２号に掲げる費用に付随する費用

第１２条から第１７条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第１２条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額（第３号に掲げる費用の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額）の合計額とする。

(1)　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2)　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利

用する移動に要する運賃

(3) 職員又は職員の親族等が所有する自家用自動車（割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号）第７条の規定により割賦販売業者に未だ所有権が留保されているもの及びリース契約により使用権のあるものを含む。）を利用する移動に直接要する費用として規則で定めるもの

(4) 前３号に掲げる費用以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第１３条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１４条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第９条から第１２条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第１５条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める１夜当たりの定額とする。

（渡航雑費）

第１６条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第１７条　死亡手当は、職員の外国における死亡（出張のための外国旅行中に死亡した場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、そ

の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第１８条から第２０条までを削る。

第２１条中「の職務にある」を「に属する」に、「前各条」を「第９条から前条まで」に改め、同条を第１８条とし、同条の次に次の３条を加える。

（退職者等の旅費）

第１９条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

２　旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第２０条　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第２１条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第９条各号、第１０条各号、第１１条各号及び第１２条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第１３条、第１４条及び第１６条並びに第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第２２条を削る。

第２３条中「任命権者」を「管理者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「組合以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条に次の１項を加える。

２　管理者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行に必要と認める旅費を支給

することができる。

第２３条を第２２条とする。

第２４条中「任命権者」を「管理者」に改め、同条を第２３条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第２４条　管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、管理者は、前項に規定する返納に代えて、管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第２５条中「施行に関し」を「規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため」に改める。

別表を削る。

（上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（費用弁償）

第８条　管理者等が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第３条第２項、第３項及び第６項から第８項まで、第６条から第１７条まで、第１９条から第２２条まで並びに第２４条の規定は、前項の規定による旅費の支給に準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第９条中「費用弁償の支給方法」を「旅費の種目及び内容に係る細則」

に、「施行に関し」を「実施のため」に改める。

別表を削る。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（費用弁償）

第５条　特別職の職員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額については、上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）第１条に規定する管理者等に支給する旅費の例による。

３　前項に定めるもののほか、第１項の規定により支給する旅費については、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第１条に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

第６条を削る。

第７条中「費用弁償の支給方法」を「旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則」に、「施行に関し」を「実施のため」に改め、同条を第６条とする。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

（上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第４条　上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「別表により」を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定により支給する実費弁償の額については、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第１条に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

第２条を次のように改める。

（実費弁償の返納）

第２条　前条第１項各号に掲げる者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して実費弁償の支給を受けた場合には、当該実費弁償を返納させなければならない。

別表を削る。

（上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（費用弁償）

第８条　議員等が議会の招集に応じて会議に出席した場合又は特別委員会に出席した場合その他職務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費については、上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）第１条に規定する管理者等に支給する旅費の例による。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について

適用し、施行日前に第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項及び第７項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４　新旅費条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第３条第１項から第３項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

５　新旅費条例第２４条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　第２条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（次項から第９項までにおいて「新管理者等報酬条例」という。）第８条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

７　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職若しくは失職となった場合又は死亡した

場合について適用し、施行日前に退職若しくは失職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

8　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が新管理者等報酬条例第８条第１項又は同条第２項において準用する新旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第２条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例第８条又は同条においてその例によることとされる旧旅費条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

9　新管理者等報酬条例第８条第２項において準用する新旅費条例第２４条の規定は、新管理者等報酬条例及びこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１０　第３条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下この項において「新特別職報酬条例」という。）第５条の規定は、施行日以後に同条第３項においてその例によることとされる新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行に係る費用弁償の支給について適用し、施行日前に第３条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「旧特別職報酬条例」という。）第６条第３項においてその例によることとされる旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧特別職報酬条例第６条第３項においてその例によることとされる旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新特別職報酬条例第５条第３項においてその例によることとされる新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定

により当該旅行命令等を変更する旅行に係る費用弁償の支給については、新特別職報酬条例第５条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

１１　旧特別職報酬条例第１条に規定する特別職の職員が施行日前に招集に応じ、上尾市及び伊奈町の区域内において会議に出席したとき、又は職務に従事したときに係る費用弁償の支給については、旧特別職報酬条例第５条の規定は、なおその効力を有する。

（上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１２　第４条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に組合の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償について適用し、施行日前に組合の機関の請求により出頭し、又は参加した者に対して支給する実費弁償については、なお従前の例による。

（上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１３　第５条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第８条の規定は、施行日以後に議会の招集に応じて会議に出席する場合又は特別委員会に出席する場合及び施行日以後に完了する旅行を行う場合に係る費用弁償（旅行を行う場合にあっては、当該旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に限る。）の支給について適用し、施行日前に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は特別委員会に出席した場合及び施行日前に出発する旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分に限る。）の支給については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費制度の見直しに準じて、職員等に支給する旅費の種目、支給対象等を見直すほか、適正な支出を図るための規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第４号

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月７日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

第１５条第１項中「定める者」の次に「（第２０条において「配偶者等」という。）」を加える。

第２０条を第２１条とし、第１９条の次に次の１条を加える。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２０条　任命権者は、職員からの当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出、仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求等が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第４２号）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務

制限開始日とする改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第８条第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児・介護休業法の改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するほか、仕事と介護との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第５号

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月７日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第４２号）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

提案理由

育児・介護休業法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。